

無料

サービス付き高齢者向け住宅
介護付有料老人ホーム
住宅型有料老人ホーム

関東1都6県

2600軒
以上の介護施設を掲載

月刊 あいらいふ

別冊

介護ハンドブック

[2018年5月]

自宅介護に
疲れを感じたら
読む本。



掲載介護施設
パンフレット

無料請求はがき付き

ケアマネジャー様へ 主介護者様にお渡しください。



親の財産管理はどうすればいいの?

成年後見制度にかわる「家族信託」の利用法

「ト」の家はどうするの? こうした問題を、家族信託で解消できます。

不公平感が残る財産の相続を避けるには?

高齢者の財産管理を助ける仕組みの1つである「成年後見制度」は、利用のハードルが年々高くなっています。後見人の不正防止のため、保有資産が一定額以上だと監督人が選任され、頻繁な報告義務の負担と、監督人報酬という経済的負担が増しているのが現状です。「こつした負担がなく、老後や相続への備えができるのが『家族信託』です。信頼できる家族に財産管理を託すもので、ご本人の判断能力があるうちに財産の管理や処分、資産承継などについて「こつしたい」という内容を契約書にしておけば、その通りにできます。例えば、親と同居して介護を担当しているAさんのケース。親の他界後、法定相続通り、他の兄弟姉妹と資産を等分割

するのは、Aさんの心情的に不公平感があることに加え、居住中の一世帯住宅が相続財産なので売却して分割することもままなりません。

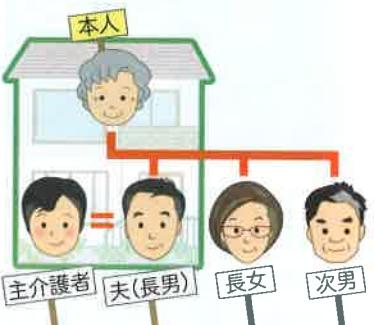
この場合、不動産はすべてAさん名義にする代わり、親の住居部分を賃貸にして、その家賃収入を一定期間、他の兄弟姉妹に渡すという解決法もあります。家族信託では、このように家族全員が納得できる設計図を事前に描くことが可能なのです。

「相続の問題は、親が要介護になつたときから始まっています」

相続をめぐる問題は、親が要介護になつた時点ですでに始まっていると考えてください。親本人も巻き込んでの争いを避けるためには、ご本人の判断能力があるうちに、家族で十分に話し合つておくことが大切です。

その場合のポイントは、「相続」ではなく、あくまで「親の老後」の問題としてアプローチすることです。

遺産目当てだと親や親族に誤解されないように、親が安心できる老後は何か、要介護状態になつたら誰に支えてもらいたいのか、という話題から話を進めるといいでしょう。



司法書士の先生方が、成年後見制度にかわるものとして大推薦する「家族信託」。では、そもそも家族信託とは、どういうものなのでしょう。

家族信託と成年後見制度の違い

	家族信託	成年後見制度
利用上の義務など	なし	親族が後見人となる場合、最低年1回家庭裁判所に、資産が多いと年3~4回監督人に、収支報告する義務がある
費用	初期費用のみ。信託監督人をつけるとその報酬が発生するが、監督人をつけるかどうかは利用者が決めることができる	後見人への報酬(職業後見人の場合)に加え、監督人への報酬も発生する。合計で月4~5万円かかる場合も
できること	本人の判断能力があるうちに契約を交わすので、その後、判断能力が失われても親の希望通りの財産管理などが可能	本人の判断能力が失われた場合、後見人は本人に代わって資産の組換えや運用などを行うことができない



「正月やお盆、お彼岸などに家族が集まるとき、第三者の介護記事を使って話し合ってみましょう」

宮田総合法務事務所・所長
司法書士
宮田浩志さん

早稲田大学法学部在学中に司法書士資格を取得。司法書士事務所勤務を経て2000年に東京・吉祥寺に宮田総合法務事務所を開業。(一社)家族信託普及協会代表理事としても活動している。



どうやって相続の話を切り出せばいいの?

2-2 「家族信託」

家族信託とは、あなたの大切な人から財産を「信託」される」とことです。
「独居」「同居」のケースから、ご自分に引き寄せてイメージしてください。

家族信託の具体的な「2つ」の活用術



本人が「独居」のケース

父親はご逝去されていて、母親が所有している財産や不動産を、スムーズに相続したいという長男様からご相談を受けたケースです。次男の妻が母親宅を訪ねて世話をしていましたが、その行動には怪しげな点があると、長男様は不信感を持っていました。「家は長男に相続させる」と書いてあつた父親の遺言状が開封されたからです。決定的となつたのが父親の他界後、母親の預金通帳は次男の妻が管理していることを聞いたときでした。母親の財産を守るために家族信託を利用することを決めたのです。

家族信託の契約をする際に、本来であれば家族全員が集まり、契約書を作成するのが望ましいのですが、今回は、母親と長男



本人と「同居」のケース

財産相続の「コスト減だけではない」

家族信託のメリットとは?

長男が家族信託の受託者となり、両親の財産管理に関わることになったケースです。受託者となることで、長男は次男と比べ責任や手間が発生します。それに伴う報酬として毎月いくらかを両親から長男へ支払う方法があります。しかし、今後発生する介護費用がどの程度になるか不透明の中、両親から託された現金から長男が報酬をもらつことにはリスクが伴います。

そこで私からご提案したのは、両親の生前は特に報酬を支払わず、残った遺産(信託の残余財産)について、長男に多く分配する方法です。こうすれば、介護資金の減少を少しでも抑えつつ公平性を保つことが



様のみで進めました。財産を託す母親ご本人から、「長男に任せたい」という意思が確認できれば、必ずしも家族全員の了承を得なくて、契約を結んでもかまわないと私は考えています。ただし、法律につつとり、遺留分は次男のために確保しておくようにお伝えしました。また、何らかの事情で財産管理ができなくなつた場合に備え、家族信託を契約したことについても後日、伝え必要があります。そこで次男から反対を受けても、契約は無効にはなりません。

お金の話をするといふことは、伝えたい「想い」を届けること

財産を守り、円滑な相続に向けて家族信託は有効です。なぜなら、遺言状は死亡しなければ効力を發揮せず、生きている間の財産管理に不安が残ります。また、成年

後見制度は財産を管理するだけなので、遺産分割協議の際にもめることが予想されます。家族信託の場合は、本人が元気なうちに信頼できる人に財産管理を任せることができる、かつ信託する側とされる側の合意があれば契約は可能です。

家族で財産について話し合うことはとても重要です。それはお金の話だけではなく、伝えたい大切な想いも「信託」することになるからです。

●うみの・ちか ●2005年東北大学法学部卒業。07年司法書士試験合格。12年開業。家族信託・財産お話し合いサポートを推進している。



司法書士うみの事務所
司法書士
海埜千果さん

できます。また、父親・母親名義の財産それについて遺産分割する手間や、それに伴う話し合いのもつれなども回避しやすくなります。

相続による「争族」を回避。 親の介護を話し合いつかにけに

信託契約には両親と長男の両者が揃えば手続きは可能ですが、私は「家族揃ってのお話し合いはできますか?」と尋ねました。すると長男は「疎遠な次男もぜひ同席させたい」とのこと。そこで父親・長男・次男を交え、私がから家族信託についてご説明しました。長男がこれから親の財産管理を主体となつて行うことにより、負担と責任がかかつてくることを説明し、公平性の観点から残余財産は長男と次男で6対4に分けることをご提案しました。その結果、次男は納得して、了承を得ることができました。

今回、家族信託の検討をきっかけにそれまで疎遠だった家族全員が集まり、両親が元気なうちに両親の今後をいかに支えるかを話し合うことができたことは大変有意義でした。家族信託の活用により、親・兄弟間で「想い」を共有することができ、結果として、両親が安心できる老後を実現し、相続が「争族」にならずに済んだケースとなりました。